

簡素で効率的な政府を実現するための 行政改革の推進に関する法律案（抄）

第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第六節 関連諸制度の改革との連携

（政策評価の推進）

第六十七条

政府は、この法律に基づく簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三条第二項に規定する政策評価をいう。以下この条において同じ。）の効果的な実施が欠くことのできないものであることにかんがみ、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施を推進するものとする。